

浦添市市制施行 55 周年記念式典企画運営等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 件名

浦添市市制施行 55 周年記念式典企画運営等業務委託

2 業務内容

別紙「浦添市市制施行 55 周年記念式典企画運営等業務委託仕様書」
のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 30 日まで

4 提案上限額

2,476,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とする。なお、参加申込書の提出時点で要件を満たしていた事業者が、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

(1) 浦添市内に本店又は支店を有する事業者であること。

(2) 国税、地方税を滞納していないこと。

※ 国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）に滞納がないことを証明する書類を提出すること。地方税（都道府県税及び市町村税）については、本社所在地に係るものに限ります。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。（ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。

(4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている事業者ではないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に該当する事業者ではないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 企画提案書応募申込書の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの期間において浦添市及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (8) 過去5年間に同種の業務を完了した実績を有すること。
- (9) 参加申込は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が申し込みをすること。
 - イ 「共同企業体協定書」を締結していること。
 - ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、「5（2）～5（7）」の全ての要件を満たす事業者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複申込する事業者ではないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体事業者としても重複申込する事業者ではないこと。

6 スケジュール

項 目	時 期
公募開始	令和7年2月26日（水）
質問受付	令和7年2月26日（水）～3月3日（火）
質問に対する回答	令和7年3月7日（金）
参加申込書兼誓約書、企画提案書等の受付	令和7年2月26日（水）～3月11日（火）
プレゼンテーション審査	令和7年3月中旬～3月下旬
優先交渉権者の選定・公表	令和7年3月下旬

7 質問等の受付及び回答

- (1) 提出書類：質問書（様式第5号）
- (2) 提出期限：令和7年3月3日（月） 17時【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる
 - ※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (4) 提 出 先：kikaku@city.urasoe.lg.jp
- (5) 回答方法：令和7年3月7日（金）までに、質問および回答をホームページにて公表する。

※質問に対する回答は、本要領、仕様書等の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出物

	提出書類	様式	備考
①	参加申込書兼誓約書	様式第1号	代表者印を押印すること。
②	会社概要・実績書	様式第2号	
③	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		事業所の所在市町村が発行。 3か月以内の発行に限る。 写し可。
④	市町村税の滞納のない 証明書		事業所の所在市町村が発行。 3か月以内の発行に限る。 写し可。
⑤	都道府県税完納証明書 (<u>全税目の滞納のない 証明書</u>)		事業所の所在都道府県が発行。 3ヵ月以内の発行に限る。 写し可。
⑥	国税納税証明書		法人税・消費税等。 3ヵ月以内の発行に限る。 写し可。
⑦	企画提案書	任意	A4サイズ(縦・横いずれも可) 両面印刷 カラー 10枚以内(表紙、裏表紙、目次 は除く)
⑧	工程表	任意	A4サイズ(縦・横いずれも可)
⑨	業務実施体制	任意	A4サイズ(縦・横いずれも可)
⑩	管理責任者及び担当者の 実績	様式第3号	
⑪	見積書	任意	A4サイズ(縦・横いずれも可) 人件費及び事業費の内訳も記載 すること。 一般管理費の計算は (人件費＋事業費)×一般管理 費率 とし、一般管理費率は10%以内

			とする。
⑫	共同企業体協定書	様式第4号	<u>共同企業体を構成する場合のみ提出</u>
⑬	質問書	様式第5号	<u>質問がある場合のみ提出</u>

※⑫⑬に関しては、必要がある場合のみ提出すること。

(2) 提出部数

提出物の①～⑪：正本1部

提出物の⑦～⑨：正本1部、副本7部

※共同企業体の場合は、②～⑥を構成員ごとに提出（正本1部）し、
⑫を提出（正本1部）提出すること。

※質問がある場合は、⑬を提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る）、宅配便による提出も可。

(4) 提出先（宛先）

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所4階 企画課 担当：佐久川・澤岬

電話：876-1257（直通）

(5) 提出期限

令和7年3月11日（火）午後5時（必着）

(6) 参加資格の確認

（1）の提出物を基に本公募に係る参加資格の確認を行い、申し込みを行った全事業者へ結果を通知する。

9 審査方法等

申込事業者によるプレゼンテーションの内容等を選定委員会で審査し、
優先交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和7年3月中旬～3月下旬

場所：浦添市役所庁舎内

※日時及び場所については、申込事業者に書面で通知する。

(2) プレゼンテーションの方法等

- ア 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書提出後の内容変更や、企画提案書と異なる内容、当日の追加資料の配布を用いるなど、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。
- イ 時間については、1 事業者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）とする。
- ウ 説明者は 3 名以内とする。
- エ パワーポイント等によるプレゼンテーションを希望する場合は、企画提案書等の提出時に企画課担当と相談すること。
 ※モニターのみ本市で準備する。
 ※パワーポイント等によるプレゼンテーションの場合においても、事前に提出された企画提案書による説明とし、追加資料は認めない。

(3) 審査基準

評価項目	評価の視点	判断基準
遂行能力	実施体制	業務を円滑に遂行する人員体制となっているか。
工程表	工程表	現実的・効果的な工程となっているか。作業内容が明確に示されているか。
提案内容	企画運営全般	趣旨を十分に理解し適切に反映させる内容になっているか。
	式典	55 周年にふさわしい提案内容となっているか。
	映像制作	多世代が共感できる魅力的な映像制作が期待できる内容となっているか。また、作品が広く視聴されるような具体的な施策が示されているか。
	広報・協賛	宣伝・広告活動や企業協賛等について、戦略的かつ効果的なものとなっているか。
	独自提案	仕様書等に記載されている事項以外に、効果的・

		効率的な提案があるか。
費用	見積内容	見積書の内容が正確で透明性が高く、適切な根拠が示されているか。提案内容に対して妥当な見積であるか。
総合的評価	総合的評価	総合的な工夫や独自性が見られ、要点が整理された提案であるか。

(4) 審査結果

選定委員会において順位を決定し、審査の結果を電子メール及び文書で通知する。

なお、原則として第1位の事業者が契約候補事業者となるが、その後諸事情により第1位の事業者が優先交渉権者から外れた場合は、次順位の者と契約に向けた協議を行う場合もある。

※審査結果に関することについては、いかなる問い合わせにも応じない。

10 失格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 一つの事業者が複数応募したとき。
- (3) 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (5) 見積内容が曖昧な者。
- (6) 選定委員会の委員又は当該プロポーザル関係者に対して、選定に関わる不正な接触の事実が認められた者。
- (7) 本要領5に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合。

11 留意事項

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
- (3) 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 委託先の選定にあたっては、提出された企画提案書等の内容を総合的に

評価して決定する。このため、業務を実施するにあたっては浦添市と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、今回の募集は優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。

- (6) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに書面で浦添市に届け出ること（様式は任意）。

12 問い合わせ先

浦添市役所 企画部 企画課 企画係

担当：佐久川・澤岬

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

電話（直通） 098-876-1257（内線 2511）

F A X 098-877-0543

E メール kikaku@city.urasoe.lg.jp

ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp/>